

身体障害者手帳及び更生医療を申請される皆様へ

更生医療とは

➤一般医療により、すでに治癒した18歳以上の身体障害者に対し、永続するようになった障害に確実な治療効果が期待できるものとして行われる医療です。日常生活能力、社会生活能力、職業生活能力の回復もしくは獲得（更生）させるために必要な自立支援医療費の支給を行います。

※医療費の支給を受けるためには、対象となる医療の障害部位が記載されている身体障害者手帳を前もって取得している必要があります。

対象となる障害

➤①視覚障害②聴覚・平衡機能障害③音声・言語・そしゃく機能障害④肢体不自由 ⑤小腸機能障害⑥心臓機能障害⑦じん臓機能障害⑧肝臓機能障害⑨ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害です。

※和歌山県では特例として、緊急性があり命に支障をきたす恐れがある場合など、やむを得ない場合のみ、心臓、じん臓、肝臓、免疫機能障害の4障害に限り、身体障害者手帳と更生医療の同時申請を認めており、身体障害者手帳の交付日を医療の開始日まで遡及しています。

申請上の注意事項

- 更生医療開始日（入院日、手術日等）以前に身体障害者手帳の交付を受けている必要がありますので、医療開始日までに速やかに申請を行い、手帳を取得してください。
- 身体障害者手帳の審査及び交付は、和歌山県障害児者サポートセンターで行いますので、医療開始日までにセンターで申請書類を受理する必要があります。
- 診断書の内容によっては、手帳の交付に時間がかかることがありますので御了承ください。